

野鳥の密猟・違法な飼育・販売の根絶輸入禁止に関する活動 野鳥誌掲載記事
2001年分

<活動>

密猟ウグイスの識別リーフレット発行
(No.647 2001年11月号 p.43)

<活動>

全国野鳥密猟対策連絡会総会開催
(No.643 2001年6月号 p36)

<活動>

「全国一斉野鳥販売実態調査」に今年もご協力お願いします
(No.642 2001年5月号 p36)

<活動>

環境庁、響察庁に要望
(No.640 2001年3月号 p25)

<活動>

野鳥密猟問題シンポジウムを開催
(No.640 2001年3月号 p25)

<活動>

中国・香港の実態調査報告 中国の野鳥輸出禁止から一年
(No.640 2001年3月号 p24-25)

● <活動>

密猟ウグイスの識別リーフレット発行 (No.647 2001年11月号 p.43)

本会とともに密猟や飼鳥対策に取り組んでいる全国野鳥密猟対策連絡会(略称:密対連)が、外国産ウグイスと国産ウグイスの見分け方リーフレットを発行しました。日本ではほとんどの野鳥の飼養は禁止されており、ウグイスも捕獲したり飼ったりすることはできません。しかし、輸入したものには規制はなく、売買や飼養も自由です。また、ウグイスは主に声を楽しむために飼われるのですが、外国産に比べると国産の方が美声とされています。そのため、国内で密猟したウグイスを輸入したものと偽って売買・飼養する例が後を絶ちません。

このように輸入鳥を抜け道に使う例はメジロでも多発しており、環境省ではこの対策のために国産と外国産を見分ける識別マニュアルを作成しています。今回、密対連が発行したリーフレットは、この環境省の識別マニュアルのウグイス版をコンパクトに編集し直したものです。頭頂部の色やくちばしの太さなど、国産と外国産の識別ポイントが写真と図で解説されています。

このリーフレットは有料で配布されています。ご希望の方は、下記の密対連事務局までご連絡ください。

●全国野鳥密猟対策連絡会

〒616-8211 京都市右京区常盤御地町 21-4

TEL/FAX : 075-864-0777

E-mail : k-naka@sd6.so-net.ne.jp

● <活動>

全国野鳥密猟対策連絡会総会開催 (No.643 2001年6月号 p36)

4月8日、全国野鳥密猟対策連絡会(密対連)の総会と実行委員会が京都市内の事務所で開催され、自然保護センターの小林副所長と坪本が出席しました。実行委員と会員約20名が出席して、昨年度の決算報告、今年度の予算の承認、役員の変更等が行われ、これまで約6年間代表を務められた岩本富雄氏(京都支部支部長)に代わって、大塚之稔氏(岐阜県支部支部長)が新代表に就任されました。また、活動を支える会費収入を安定させるための方策や、依然として活発に行われているメジロ鳴き合わせ会への対策、野鳥販売実態調査2001の実施など、約5時間にわたって検討を行いました。本会は今年度も引き続き、密対連と協力して野鳥の密猟や違法な飼養・販売の根絶、野鳥輸入の禁止を目指す活動に取り組んでいきます。(自然保護センター)

● <活動>

バードウィークは、近所の小鳥店ウォッチング

「全国一斉野鳥販売実態調査」に今年もご協力お願いします

(No.642 2001年5月号 p36)

新緑の中、野鳥たちとの出会いが一段と楽しい季節です。けれども、この爽やかな季節を謳歌できずに、カゴの中でしか歌うことのできない野鳥たちがたくさんいます。「野の鳥は野に」を創立以来の理念とする本会としては、このような状況を容認しておくことはできません。

昨年5月、全国野鳥密猟対策連絡会（密対連）と本会が合同で実施した「バードウィーク全国一斉野鳥販売実態調査2000」では、全国のペットショップやホームセンター、百貨店などで売られている野鳥の種類や、種類ごとの価格が明らかになりました。昨年度はこの調査結果を基礎に、北京と香港での野鳥販売実態調査、環境省と警察庁への要望、「第8回野鳥密猟問題シンポジウム・鳥取」の開催などを行うことができました。

今年も引き続き、「バードウィーク全国一斉野鳥販売実態調査2001」を実施します。調査結果は、昨年の結果と合わせて、全国の野鳥販売の実態を把握し、野鳥の輸入禁止、違法飼養の根絶を目指す活動に生かします。今年もたくさんの皆さまのご協力を、どうぞよろしくお願いいたします。

■調査の目的

野鳥輸入の禁止と違法飼養の根絶を目指して、ペットショップ等の野鳥販売の実態を把握します。

■調査期間

5月10日から6月30日まで。

■調査対象

* 販売店

小鳥類を販売しているすべての店。ペットショップ、鳥獣店、ホームセンターや百貨店のペットコーナーなど。

* 鳥の種類

外国産鳥類を含むすべての野鳥。ただし、人工繁殖されて売られている種類（セキセイインコ、ジュウシマツ、ブンチョウ、カナリアなど）は除きます。

■調査方法等

本誌に同封されている調査用紙をお使いください。記入フォームはインターネットでも公開しています。用紙の返送期限は7月31日です。

■調査にあたっての注意

輸入された野鳥を販売することは、現在の法律では違法ではありません。調査の際には、販売店とトラブルにならないよう、十分にご注意ください。

■調査結果の公表

調査結果は、『野鳥』誌上やインターネットで報告いたします。

■調査主体

(財) 日本野鳥の会、全国野鳥 密猟対策連絡会の合同調査です。

【お問い合わせ、用紙返送、用紙請求は下記へ】

(財) 日本野鳥の会

自然保護センター野鳥販売調査係

〒151-0061

東京都渋谷区初台 1-47-1 小田急西新宿ビル 1 階

Tel : 03-5358-3518 Fax : 03-5358-3608 E-mail : hogo@wbsj.org

● <活動>

環境庁、警察庁に要望 (No.640 2001年3月号 p25)

シンポジウムでの決議を受けて、12月18日、密対違と本会は、環境庁（現・環境省）と警察庁に要望書を提出しました。環境庁に対しては、野鳥の国際取引の制限や識別マニュアルの整備・普及等を、また警察庁に対しては、野鳥の密猟・違法な販売・飼養の取り締まり強化を求めました。

2000年12月18日

環境庁長官
川口 順子 様

財団法人 日本野鳥の会
会長 黒田 長久
全国野鳥密猟対策連絡会
代表 岩本 富雄

野鳥の密猟・販売・飼養の根絶を目指し野鳥の国際取引の制限等を求める要望書

拝啓 貴職におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃の環境行政へのご尽力に対し、敬意と感謝を申し上げます。

さて、私どもは、「野の鳥は野に」の活動理念に基づき、野鳥の密猟・販売・飼養の根絶、および野鳥の国際取引の制限の実現について世に訴えてまいりました。中でも、「野鳥密猟問題シンポジウム」は、全国各地で野鳥の密猟問題に取り組む私どもの会員や行政の担当者が集まり、互いに活動事例を発表し、研鑽し合う場として毎年開催しております。

第8回めとなりました今年度のシンポジウムは、12月9日・10日、鳥取県境港市にて、約150名の参加者を得て開催いたしました。この場においてご発表いただきました「ウグイス識別マニュアル」は、「メジロ識別マニュアル」に続いて野鳥の違法な販売・飼養の対策を大いに前進させるものであり、心より感謝申し上げます。

一方、シンポジウムでは、依然として後を絶たないばかりか巧妙化する野鳥の密猟、違法な販売・飼養の事例が各地から報告されました。別紙の決議は、このような現状を踏まえて、一日も早くすべての野鳥が違法な捕獲・販売・飼養から守られる日が来ることを願い、採択されたものです。つきましては、多くの人々の決意と願いに基づく決議であることをご賢察の上、野鳥の密猟・販売・飼養の根絶に向けてより一層のご尽力をいただけますようお願いするとともに、下記の事項について要望いたします。

敬具

記

1. 国内外の野鳥の生存を脅かし、違法販売・飼養の温床ともなっている野鳥の国際取引を制限してください。特に、昨年12月に中国において野鳥の捕獲・輸出が禁止されたことを踏まえ、まずは中国から輸出される野鳥の取引の制限に向けて、中国政府と協力関係を結び、国内の関係省庁との調整を至急進めてください。
2. 「メジロ識別マニュアル」「ウグイス識別マニュアル」に続き、他の種においても国産亜種と外国産亜種の識別に関する研究、マニュアルの整備とその普及を今後もより積極的に進めてください。
3. 野鳥の違法な販売・飼養に関する取締りをより一層強化するよう、関係部署に働きかけてください。
4. 愛玩飼養許可制度については早急にこれを撤廃してください。

以上

2000年12月18日

警察庁長官
田中節夫様

財団法人 日本野鳥の会
会長 黒田 長久
全国野鳥密猟対策連絡会
代表 岩本 富雄

野鳥の密猟および違法な販売・飼養の取締り強化を求める要望書

拝啓 貴職におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より私どもの自然保護事業に格段のご高配を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、私どもは、「野の鳥は野に」の活動理念に基づき、野鳥の密猟・販売・飼養の根絶について繰り返し訴えてまいりました。近年、各地の警察によって、野鳥の密猟、違法な販売・飼養の取締りが一段と厳重に行われていることは、私どもの活動にとって何よりの支えであり、貴職の環境犯罪に対する積極的な取組み姿勢に心より感謝しております。

しかしながら、野鳥の密猟、違法な販売・飼養は今だに続いています。12月9日・10日に約150名が参加して鳥取県境港市にて開催いたしました「第8回野鳥密猟問題シンポジウム」では、依然として後を絶たないばかりか巧妙化する実態が各地から報告されました。別紙の決議は、このような現状を踏まえて、一日も早くすべての野鳥が違法な捕獲・販売・飼養から守られる日が来ることを願い、採択されたものです。

つきましては、多くの人々の決意と願いに基づく決議であることをご賢察の上、野鳥の密猟および違法な販売・飼養に対する取締りをより一層強化されるよう要望いたします。

敬具

● <活動>

野鳥密猟問題シンポジウムを開催 (No.640 2001年3月号 p25)

2000年12月9日・10日、鳥取県境港市で「第8回野鳥密猟問題シンポジウム・鳥取」を開催しました(密対連・本会共催)。約150名の参加のもと、野鳥の密猟対策について活発な意見交換が行われ、今後も密猟をなくすために、さらに力を注いでいくことを誓う決議文が、参加者有志によって採択されました。

決議文

45億年前に誕生した地球は生態系豊かな惑星(ほし)に育ちました。ところが、地球の歴史を1年に例えると、45分前に生まれた人類が、わずか数秒のうちに貴重な自然を破壊し、野鳥の生息地を大幅に減少させてしまいました。過ちに気づいた私たちは野鳥の代弁者として、その悲鳴を世に訴え続けてきました。

私たちは、「野の鳥は野に」の理念のもと、自然に親しみ、自然を守る運動を展開してきました。その声はカスミ網の所持、使用の禁止や愛玩飼養の4種から2種への削減、密猟者への実刑判決という形で実を結んできました。

また、中国の野鳥輸出禁止令の発表や、今回環境庁から、メジロに続いてウグイスの外国産と国内産の識別マニュアルが発表されたことは、私たちの運動にとって大きな支えとなります。

しかし、今回のシンポジウムにおいて報告、議論されましたように、カスミ網などを使用した密猟や、違法な売買、飼養は後を絶ちません。野鳥の密猟は組織的に、より巧妙に行われています。密猟は野鳥をさらに危機に追い込む行動で、決して許すことはできません。

私たちは、行政、司法当局が愛玩飼養制度を速やかに全廃されること、密猟や違法な売買、飼養の根絶の向けて厳しく対処されることを強く要望します。

21世紀を迎えるにあたって、一日も早く、野鳥の密猟などに心を痛めることのない日が来ることを願って、私たちはさらに力を注いでいくことをここに決議いたします。

2000年12月10日

第8回野鳥密猟問題シンポジウム・鳥取
参加者有志

● <活動>

中国・香港の実態調査報告 中国の野鳥輸出禁止から一年

(No.640 2001年3月号 p24-25)

「1999年12月、中国が野鳥の輸出を禁止した」と新聞が大きく報じたのは2000年1月末のことでした。それから1年、日本国内の野鳥保護と密接に関係している中国の野鳥の捕獲・販売・輸出状況がどう変化しているのか、本会と全国野鳥密猟対策連絡会（以下、密対連）は実態調査を行いました。

この調査は、会員の皆さま方からの野鳥の輸入禁止を求める活動へのご寄付によって実現することができました。温かいご支援に心より感謝申し上げます。また、今回の調査の準備や実施を現地でサポートしていただきました香港バードウォッチング協会（The Hong Kong Bird Watching Society）の皆さま、北京師範大学の鄭光美教授、張正旺教授、研究室の皆さま方に厚くお礼申し上げます。

●依然として続く野鳥の輸入

日本は、メジロ、ホオジロ、オオルリなど日本産鳥類と同種の野鳥を年間約10万羽輸入しており、このうち80%以上が中国産といわれています。これらの輸入鳥は国内での密猟の隠れみものになっており、また、オオルリなどの渡り鳥では日本で繁殖したものが中国に渡ったところで捕獲され、飼鳥として日本に戻ってくるという問題もあります。そのため、中国で野鳥の輸出を禁止する緊急通知が出されたというニュースは、非常に喜ばしいことでした。けれども、昨年5月に本会と密対連が実施した国内の販売店調査の結果では、たくさん野鳥が販売されており、この多くは輸入されたものと考えられます（本誌9・10月号46頁）。また、1999年12月から2000年9月の間に、中国・香港から少なくとも約8万羽の野鳥が輸入されたとの情報もあります。そこで、密対連事務局長の中村桂子氏と本会自然保護センターの坪本が、昨年11月27日から12月2日まで中国と香港を訪れました。

●香港では輸出禁止措置の影響なし

香港では、中国産の野鳥がたくさん販売されたり、輸出されたりしています。中国で野鳥の輸出が禁止されて以降、香港の野鳥売買状況に変化はあったのかどうかを調べるため、まずは香港を訪ねました。

香港最大の野鳥市場である園圃街バード・ガーデン（Yuen Po Street Bird Garden）では、100mほどの通りに70軒の小鳥店がびっしりと軒を連ね、ヒメメジロ、ソウシチョウ、ガビチョウ、ノゴマ、ジョウビタキなど約30種、数千羽と思われる野鳥が1羽40～400H\$（約600円～6000円）で売られていました。この多くは中国産の野鳥です。

香港の野鳥保護団体である香港バードウォッチング協会の呉祖南さんや、野生生物研究

施設 Kadoorie Farm & Botanic Garden (KFBG) のビリー・ハウさんは、特に広州などの中国南部で、食用や愛玩用の野鳥取り引きが非常に大規模に行われていると言います。KFBGでは、中国南部の野生生物売買についての調査を継続的に行っていますが、1999年末以降も野鳥の販売状況には変化はなかったそうです。

香港や中国南部では、中国の野鳥捕獲・輸出禁止の措置は、残念ながら未だ効果を現していません。

●「輸出禁止」の法と現実

中国で野鳥の輸出が禁止されたにもかかわらず、日本にも香港にもその影響が現れていないのはなぜなのかを確かめるため、北京で中国国家林業局野生動物保護司野生動物管理处の王偉処長、全国鳥類標識センターの楚國忠主任に面会しました。国家林業局は中国の野生生物保護を所管しており、王処長は日本でいえば環境省の野生生物課長にあたる方です。

王処長はまず、「中国では1999年12月以降、すべての野鳥の捕獲・輸出は禁止である」と断言されました。さらに2000年10月には、国家重点保護動物のリストに約700種の鳥類が追加されたと言います。しかし、人工繁殖された鳥は今でも輸出ができるため、人工繁殖された鳥に混じって、野生で捕獲された野鳥が密輸出されており、税関でそのチェックができていないのが現状だということでした。楚主任は、「法律はできたが、費用対効果の問題や人員不足が原因で執行が必ずしもうまくいっていない。現実と想いの間にギャップがある」と語りました。

中国鳥類学会理事長である北京師範大学鄭光美教授は、「野鳥を飼うことは中国の伝統文化で、法が完全に浸透するまでにはまだまだ時間がかかると思う」と話しています。実際に、鄭教授の研究室の大学院生、徐基良さんの案内で天津の野鳥市場に調査に行ったところ、捕獲が禁止されたはずのイカル、マヒワ、イスカ、アトリなど40種類ほどの野鳥が、1羽6元～10元（約84円～140円）くらいでたくさん売られていました。鄭教授の研究室では1年以上前から北京と天津の市場で野鳥の販売状況を調査していますが、天津の野鳥市場では1999年末以降、市場面積が大幅に縮小し、野鳥販売数も減少したという結果が出ています。しかし鄭教授らは、今後、法の効果で野鳥販売数が順調に減少していくかどうかはまだわからないと見ており、今後も調査を続けて政府に資料を提供し、法の執行に協力していくとのことでした。

●日中の協力で野鳥の輸出入親制を

中国で、これまで野放しになっていた普通種の保護が法制化されたことは本当に大きな前進です。中国政府の英断を心から賞賛し、日本のNGOとしてできる限りの協力をしたと思います。けれども、実際に中国で野鳥の捕獲や輸出が完全になくなるまでには、まだ時間が必要だということが今回の調査でわかりました。今後、本当に日中の野鳥の輸出

入を止めるためには日本側が野鳥の輸入を規制し、それが確実に実行されるよう、税関での野鳥の輸出入の仕組みや国内の流通を見直していく必要があります。鳥獣保護法では、メジロ、オオルリなど特定の野鳥について、違法に輸出されたものの輸入を禁止しています（20条の2）。環境省鳥獣保護業務室の野日明史室長補佐は、「日中の野鳥の輸出入制度について、中国政府との情報交換を進めている」と話しており、ついに日本政府も動き出しました。本会では今後も密対連と協力しながら、野鳥の輸入禁止のための活動を強く進めていきます。

（坪本なおみ／自然保護センター）

●「対策」はただ一つ！

このたび、全国の方々の温かいご支援のもとに念願の中国の野鳥販売実態調査が実現したこと、大変ありがたく感謝しています。

1999年、中国政府は野鳥の輸出禁止にふみきました。しかし、日本をはじめとする世界の国々で愛玩飼養が認められている限り、野鳥の輸出入を止めることはかなり困難なことだと思われます。中国政府は野鳥市場の立入り検査を実施し、野鳥の販売、輸出問題に目を光らせているようです。しかし、中国が禁止しても香港から、それともインドネシアやマレーシアから輸出することになるでしょう。

日本のNGOとして私たちに何ができるのでしょうか。中国で密猟した鳥を違法に輸出、それと分かっているながら自由に販売できる日本、どこか間違っていると思いませんか？

日本が、それらの野鳥の輸入を禁止するしか方法はないと思います。（中村桂子／密対連事務局長）